

第8期保険料所得段階  
基準額 月額 7,200 円 (年額 86,400 円)

所得段階	改定前対象者要件		負担割合	改正前年額(円)
第1	世帯全員が住民税非課税で、	生活保護を受給している人 老齢福祉年金を受給している人 本人の前年課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計が <b>80万円</b> (*)以下の人	0.30 (0.50)	25,920 (43,200)
第2		本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計が <b>80万円</b> (*)を超え120万円以下の人	0.50 (0.75)	43,200 (64,800)
第3		本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計が120万円を超える人	0.70 (0.75)	60,480 (64,800)
第4	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、	前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計が <b>80万円</b> (*)以下の人	0.90	<u>77,760</u>
第5	本人が住民税課税で、	前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計が <b>80万円</b> (*)を超える人	1.00	<b>基準額</b> 86,400
第6	本人が住民税課税で、	前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.20	<u>103,680</u>
第7		前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.30	<u>112,320</u>
第8		前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.50	<u>129,600</u>
第9		前年の合計所得金額が320万円以上 <u>600万円</u> 未満の人	<u>1.70</u>	<u>146,880</u>
第10		前年の合計所得金額が <u>600万円</u> 以上の人	<u>1.90</u>	<u>164,160</u>



第9期保険料所得段階  
基準額 月額 7,000 円 (年額 84,000 円)

所得段階	改定後対象者要件		負担割合	改正後年額(円)
第1	【令和7年度】*80.9万円 【令和8年度】*82.65万円へ変更		0.285 (0.455)	23,940 (38,220)
第2	【令和7年度】*80.9万円 【令和8年度】*82.65万円へ変更		0.485 (0.685)	40,740 (57,540)
第3	同左		0.685 (0.69)	57,540 (57,960)
第4	【令和7年度】*80.9万円 【令和8年度】*82.65万円へ変更		0.90	<u>75,600</u>
第5	【令和7年度】*80.9万円 【令和8年度】*82.65万円へ変更		1.00	<b>基準額</b> 84,000
第6	同左		1.20	<u>100,800</u>
第7	同左		1.30	<u>109,200</u>
第8	同左		1.50	<u>126,000</u>
第9	前年の合計所得金額が320万円以上 <u>420万円</u> 未満の人		1.70	<u>142,800</u>
第10	前年の合計所得金額が <u>420万円</u> 以上 <u>520万円</u> 未満の人		<u>1.90</u>	<u>159,600</u>
第11	前年の合計所得金額が <u>520万円</u> 以上 <u>620万円</u> 未満の人		<u>2.10</u>	<u>176,400</u>
第12	前年の合計所得金額が <u>620万円</u> 以上 <u>720万円</u> 未満の人		<u>2.30</u>	<u>193,200</u>
第13	前年の合計所得金額が <u>720万円</u> 以上の人		<u>2.40</u>	<u>201,600</u>

●第1・2・3段階の括弧書きは、公費による軽減実施前の負担割合及び年額